第２４号様式（第１５条関係）

|  |
| --- |
| 佐世保市公告第　　　　号佐世保市指令　　建築第　　　号建築基準法による命令の公告　　　　建築物の所在地　　　　命令を受けた者の氏名この建築物は、このまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認めたため、建築基準法第１０条第２項の規定により　　　　　　　　　　　を命じた。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　佐世保市長　　　　　　　　　　　　　印　　　注　意　　　　　１　この標識を破損する等の行為を行った者は、刑法の規定により罰せられます。　　　　　２　この命令に違反した者は、建築基準法の規定により罰せられます。 |